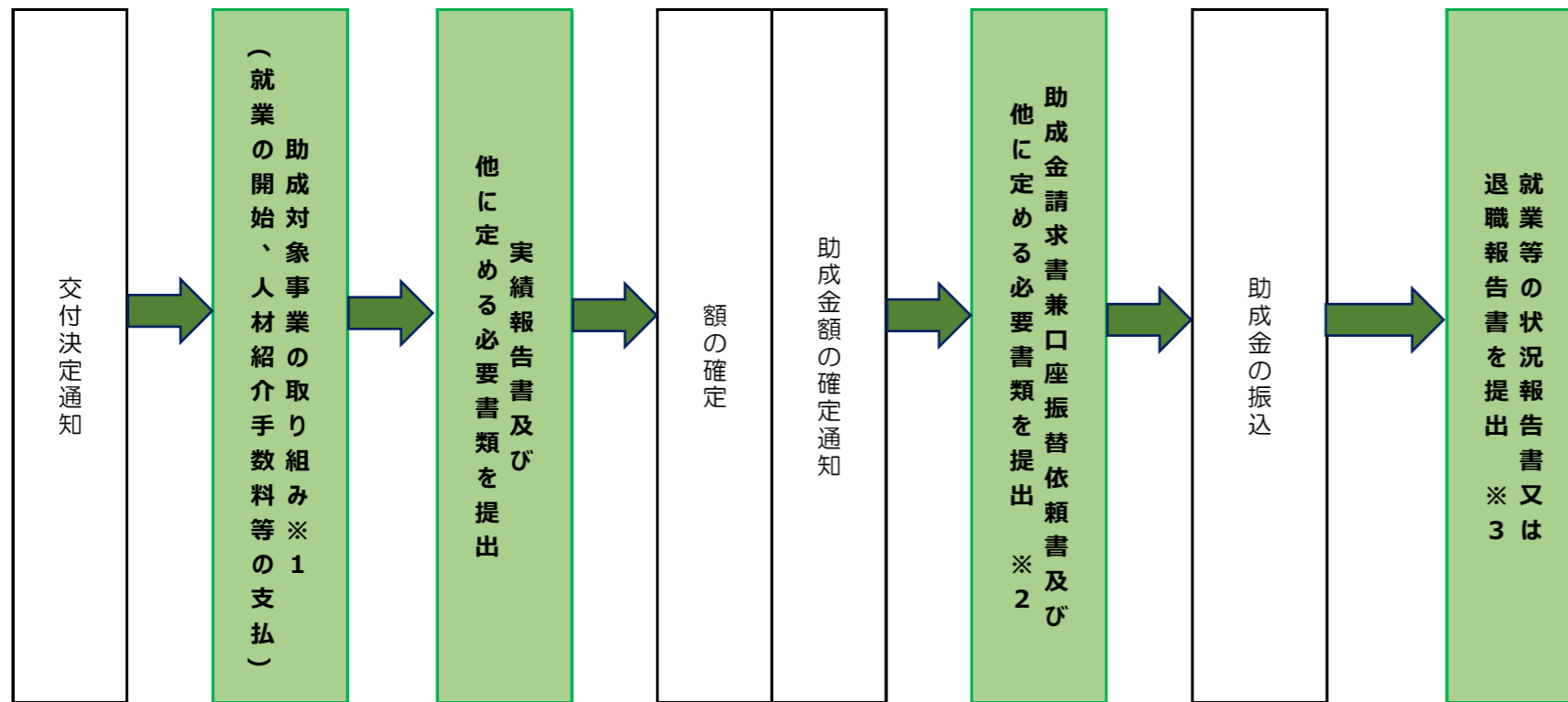


の部分が助成対象事業者が行う手続きです。



※1 助成対象期間（就業開始、人材紹介手数料等の支払いを実施する期間）は、交付決定日の翌日から6か月です。

※2 助成金請求書兼口座振替依頼は、助成金額の確定通知書に同封します。

※3 **フルタイム（正規雇用等）で採用した助成事業者のみ**

採用者が入社後6か月を経過する日から起算して30日以内に、「就業等の状況報告書」を提出していただきます。

採用者が入社後6か月以内に退職（解雇、辞任、契約解除等を含む）したときは、「退職報告書」を提出していただきます。